

同一労働同一賃金 改正育児・介護休業法等 オンラインセミナー

参加費
無料

あなたの会社の規定をチェックしてみましょう！

- 正社員には通勤手当を支給しているが、パート社員には支給していない
- パート社員の時給は、とてあえず最低賃金で支給している
- 正社員には慶弔休暇を付与しているが、契約社員には付与していない

その待遇差の理由、説明できますか？

「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。

(パートタイム・有期雇用労働法)

- 育児休業を2回まで分割取得できない規定である
- 子の看護休暇、介護休暇の取得が1日又は半日単位に限られている
- 契約社員のうち、勤続1年未満の者を育児休業を取得できる者から除外しているが、労使協定が結ばれていない

改正法に沿った規定整備が必要です。

法律より厳しい条件を規定し取り扱うことは、育児・介護休業法違反です。

Web会議サービス

Zoomによるライブ配信 +

動画配信サービス

YouTubeによる録画配信

第1回

2023

8/23 水

13:15 - 16:15

第2回

2023

9/13 水

13:15 - 16:15

配信期間

2023

9/14 木

~ 9/22 金

- ・ 第1回・第2回の内容は同じです。ご都合の良い回にご参加ください。
- ・ 各回定員300名(先着順)

ライブ配信のご都合がつかない方は
ぜひお申込みください！

主催

山口労働局雇用環境・均等室
働き方改革サポートオフィス山口

プログラム・申込方法は裏面へ

セミナープログラム（途中入室・途中退出可）

第1部

1	13:15 - 14:05 〈50分間〉	同一労働同一賃金が求める企業の対応 ～通勤手当等、正社員とパート・契約社員との待遇差を説明できますか？～	
2	14:05 - 14:20 〈15分間〉	働き方改革サポートオフィス山口の活用事例 ～専門家による訪問相談サービス(無料)をご活用ください～	中小企業 向け
3	14:20 - 14:35 〈15分間〉	最低賃金引上げに対応する助成金 ～中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」のご案内～	中小企業 向け

— 休憩10分間 —

第2部

4	14:45 - 15:35 〈50分間〉	育児・介護休業法に沿った就業規則の整備 ～改正法に沿った就業規則になっていますか？改定ポイントを解説します～	
5	15:35 - 16:00 〈25分間〉	育児休業給付金・出生時育児休業給付金 ～産後パパ育休を取得した場合等の雇用保険の手続きを説明します～	
6	16:00 - 16:15 〈15分間〉	職場におけるハラスメント対策 ～防止措置を講じることは事業主の義務です～	

お申込みから参加までの流れ

HPIはこちら



①働き方改革サポートオフィス山口HPからお申込みください



トップ画面より
「セミナーのご案内」をクリック！

各回の申込期限

第1回 2023 8/14 月
第2回 2023 9/4 月

②申込み時登録されたアドレス宛に、後日メールで参加方法・当日の資料をご案内します

③セミナー当日、②の案内に従ってZoomに入室してください

- ・メールアドレスが誤っていると、招待メールが届きませんので、お申込みの際はご注意ください。
- ・お申込みは上記期限までをお願いします。ただし、お申込みは先着順に受け付けますので、定員に達した場合、期限前であっても受付を終了させていただきます(各回定員300名)。

録画配信について

ライブ配信同様、働き方改革サポートオフィス山口HPからお申込みください。
配信期間までに、申込み時登録されたアドレス宛に参加用URLを送付いたします。

申込期限

2023 9/4 月

お問合せ

【セミナーの内容】 山口労働局雇用環境・均等室 ☎ 083-995-0390

【申込方法】 働き方改革サポートオフィス山口 ☎ 0120-172-223

(山口労働局委託事業/株式会社東京リーガルマインド)